

提出書類一覧表（法人申請）

No.	書類の名称	注 意 事 項
1	免 許 申 請 書	
2	宅 地 建 物 取 引 業 経 歴 書	実績がない期間がある場合、申立書（宅建協会・県庁HPに様式あり）を添付すること
3	誓 約 書	
4	専任の宅地建物取引士設置証明書	
5	相談役及び顧問株主等の名簿	用紙の省略不可
6	事務所を使用する権原に関する書面	事務所を賃貸借（使用貸借）している場合は、契約書の写しを添付すること
7	略 歴 書	対象者：代表者、役員（監査役を含む）、政令使用人、専任の宅地建物取引士、相談役及び顧問
8	従 事 す る 者 の 名 簿	① 代表者、政令使用人、専任の宅地建物取引士は必ず含むこと ② 監査役は従事できない
9	専任の宅地建物取引士勤務内容調書	出向の場合、出向証明書（宅建協会・県庁HPに様式あり）を添付すること
10	事 務 所 付 近 の 地 図	
11	事 務 所 の 写 真	
12	身 分 証 明 書	① 対象者：代表者、役員（監査役を含む）、政令使用人、専任の宅地建物取引士、相談役及び顧問、100分の50以上の株主又は出資者 ② 本籍地の市区町村役場が発行 ③ 外国人は、身分証明書と同じ内容を誓約した書面（宅建協会・県庁HPに様式あり）及び住民票を添付すること ④ 個人番号（マイナンバー）の記載のないもの
13	登記されていないことの証明書 P19参照	① 対象者：代表者、役員（監査役を含む）、政令使用人、専任の宅地建物取引士、相談役及び顧問、100分の50以上の株主又は出資者 ② 法務局、地方法務局の窓口で発行（郵送請求は東京法務局のみ） ③ 外国人も必要
14	決 算 書	① 直前1年間（事業年度）の貸借対照表及び損益計算書 ② 新規申請において、一度も決算をしていない場合は、設立当初の開始貸借対照表を添付すること
15	納 税 証 明 書	① 税務署の発行する直前1年間の法人税の納税証明書 （様式「その1. 納税額用」） ② 新規申請で新設法人の場合は、添付不要
16	履 歴 事 項 全 部 証 明 書 （ 商 業 登 記 簿 謄 本 ）	① 登記をした法務局が発行 ② 目的の中に宅建業を営む旨の記載が必要 ③ 農協等、役員を必要としない法人の場合は、役員一覧を添付（代表者が証明したもの）

※ **更新書類の提出が有効期間満了の30日前を過ぎると受付できません。免許の取り直しになりますのでご注意ください。**

その他 ① 免許後に、商号又は名称、事務所所在地、代表者・役員・政令使用人・専任の宅地建物取引士の就退任又は氏名に変更があったときは、「宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書」を提出して下さい。なお、従業者の変更があったときは、「従業者変更届」を遅滞なく届け出て下さい。
（変更日から30日を過ぎている場合は遅延理由書が必要です。）

② 専任の宅地建物取引士の登録内容（氏名、住所、本籍、従事する宅建業者の商号（名称）及び免許証番号）に変更がある場合、事前に「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書」を提出して下さい。

(注) 1 官公署発行の証明書類は、受付日時点において、3か月以内に発行されたものを添付して下さい。
2 審査にあたり必要な場合は、上記以外の書類の提出を求めることがあります。
3 申請書は、この順番に、正本副本を別々に備えて下さい。

提出書類一覧表（個人申請）

No.	書類の名称	注 意 事 項
1	免 許 申 請 書	
2	宅 地 建 物 取 引 業 経 歴 書	実績がない期間がある場合、申立書（宅建協会・県庁HPに様式あり）を添付すること
3	誓 約 書	
4	専任の宅地建物取引士設置証明書	
5	事務所を使用する権原に関する書面	事務所を賃貸借（使用貸借）している場合は、契約書の写しを添付すること
6	略 歴 書	対象者：代表者、政令使用人、専任の宅地建物取引士
7	資 産 に 関 す る 調 書	
8	従 事 す る 者 の 名 簿	代表者、政令使用人、専任の宅地建物取引士は必ず含むこと
9	専任の宅地建物取引士勤務内容調書	
10	事 務 所 付 近 の 地 図	
11	事 務 所 の 写 真	
12	身 分 証 明 書	① 対象者：代表者、政令使用人、専任の宅地建物取引士 ② 本籍地の市区町村役場が発行 ③ 外国人は、身分証明書と同じ内容を誓約した書面（宅建協会・県庁HPに様式あり）及び住民票を添付すること ④ 個人番号（マイナンバー）の記載のないもの
13	登記されていないことの証明書 P19参照	① 対象者：代表者、政令使用人、専任の宅地建物取引士 ② 法務局、地方法務局の窓口で発行（郵送請求は東京法務局のみ） ③ 外国人も必要
14	住 民 票	① 対象者：代表者 ② 住所地の市区町村役場が発行 ③ 外国人は、上記12と兼用 ④ 個人番号（マイナンバー）の記載のないもの
15	納 税 証 明 書	① 税務署の発行する直前1年間の所得税の納税証明書（様式「その1. 納税額等証明用」） ② 新規申請において、給与所得者であった者は、直前1年間の源泉徴収票原本を添付（自営の場合は①に同じ）

※ 更新書類の提出が有効期間満了の30日前を過ぎると受付できません。免許の取り直しになりますので
ご注意ください。

その他 ① 免許後に、商号又は名称、事務所所在地、政令使用人・専任の宅地建物取引士の就退任又は氏名に変更があったときは、「宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書」を提出して下さい。なお、従業者の変更があったときは、「従業者変更届」を遅滞なく届け出て下さい。

（変更日から30日を過ぎている場合は遅延理由書が必要です。）

② 専任の宅地建物取引士の登録内容（氏名、住所、本籍、従事する宅建業者の商号（名称）及び免許証番号）に変更がある場合、事前に「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書」を提出して下さい。

- (注) 1 官公署発行の証明書類は、受付日時点において、3か月以内に発行されたものを添付して下さい。
2 審査にあたり必要な場合は、上記以外の書類の提出を求めることがあります。
3 申請書は、この順番に正本副本を別々に備えて下さい。

宅地建物取引業免許の登録内容に変更はありませんか？

商号または名称、事務所所在地、代表者、役員、専任宅地建物取引士等に変更があった時は、30日以内に届出が必要ですが、届出をされていない方は、免許更新手続きの際、免許申請書と一緒に下記の書類を揃えて提出してください。
(届出をしないと新しい免許証が交付されません。)

※ 変更日から30日を過ぎている場合は遅延理由書が必要です。(様式あり)

<p>1. 商号又は名称の変更</p> <p>= 県庁用 =</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名簿登載事項変更届出書 ・履歴事項証明書(法人) ※免許申請に添付の場合は不要 ・宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書(主たる事務所) ・免許証原本(主たる事務所) <p>《支店の名称変更の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名簿登載事項変更届出書 ・履歴事項証明書 ※未登記、免許申請書に添付の場合は不要 <p>= 協会用 =</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正会員名簿登録事項変更届 ・誓約書・連帯保証書(法人) ・会社印の印鑑証明書(法人) ・代表者個人印の印鑑証明書(法人) <p>2. 法人の役員就任</p> <p>= 県庁用 =</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名簿登載事項変更届出書 ・従事者変更届出書(代表者・従事者登録している役員) ・履歴事項証明書 ※免許申請に添付の場合は不要 ・専任宅地建物取引士設置証明書 ・誓約書 ・役員一覧表(組合等、役員の登記を必要としない法人の場合) ・宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書(代表者) ・免許証原本(代表者) ・旧姓が併記された住民票(旧姓使用を希望する場合) <p>= 協会用 =</p> <ul style="list-style-type: none"> →代表者の場合に必要 ・正会員名簿登録事項変更届 ・誓約書・連帯保証書(代表者) ・会社印の印鑑証明書(代表者) ・代表者個人印の印鑑証明書(代表者) ・代表者の履歴書(様式あり) <p>3. 法人の役員退任</p> <p>= 県庁用 =</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名簿登載事項変更届出書 ・従事者変更届(代表者・従事者登録している役員) ・役員一覧表(組合等、役員の登記を必要としない法人の場合) ・履歴事項証明書(免許申請に添付の場合は不要) <p>4. 政令で定める使用人の就任</p> <p>= 県庁用 =</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名簿登載事項変更届出書 ・従事者変更届(現在の従事者が就任する場合も必要) ・専任宅地建物取引士設置証明書 ・誓約書 ・旧姓が併記された住民票(旧姓使用を希望する場合) <p>= 協会用 =</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正会員名簿登録事項変更届 <p>5. 政令使用人の退任</p> <p>= 県庁用 =</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名簿登載事項変更届出書 ・従事者変更届(退任のみで退職しない場合でも必要) <p>= 協会用 =</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正会員名簿登録事項変更届 	<p>6. 専任の宅地建物取引士の就任</p> <p>= 県庁用 =</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名簿登載事項変更届出書 ・従事者変更届(現在の従事者が就任する場合も必要) ・専任宅地建物取引士設置証明書 ・誓約書 ・旧姓が併記された住民票(旧姓使用を希望する場合) <p>7 専任の宅地建物取引士の減員</p> <p>= 県庁用 =</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名簿登載事項変更届出書 ・従事者変更届(退任のみで退職しない場合でも必要) <p>8. 主たる事務所・従たる事務所の移転</p> <p>= 県庁用 =</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名簿登載事項変更届出書 ・専任宅地建物取引士設置証明書 ・誓約書 ・事務所を使用する権限に関する書面 ・事務所の賃貸借契約書コピー(事務所を借りている場合) ・事務所付近の地図 ・事務所の写真(外部・内部・報酬額表と業者票表示部分) ・履歴事項証明書(法人または支店登記している場合) ※免許申請書に添付している場合は不要 ・宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書(主たる事務所) ・免許証原本(主たる事務所) <p>= 協会用 =</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正会員名簿登録事項変更届 <p>9. 主たる事務所・従たる事務所の区画整理事業等による町名や地番の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名簿登載事項変更届出書 ・役所が発行する地番変更の証明書コピー ・宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書(主たる事務所) ・事務所の位置をチェックした指定区域図(町名変更の場合 市HP掲載) ・免許証原本(主たる事務所) <p>= 協会用 =</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正会員名簿登録事項変更届 <p>10. 従たる事務所の廃止</p> <p>= 県庁用 =</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名簿登載事項変更届出書 ・従事者変更届出書(主たる事務所に異動の場合) ・履歴事項証明書 ※未登記、免許申請書に添付の場合は不要 <p>= 協会用 =</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃業・退会・事務所廃止届(業協会・保証協会) ・誓約書・連帯保証書(法人) ※R2.3.31以前と代表者が同一人物の場合は提出不要 ・会員之証(紛失の場合は、承諾書) <p>11. 代表者・役員・政令使用人・専任宅地建物取引士の氏名変更</p> <p>= 県庁用 =</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名簿登載事項変更届出書 ・従事者変更届出書 ・戸籍抄本(政令使用人、専任宅地建物取引士) ・履歴事項証明書(法人の代表者、役員の場合) ※免許申請書に添付の場合は不要 ・宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書(代表者) ・免許証原本(代表者) ・旧姓が併記された住民票(旧姓使用を希望する場合) <p>= 協会用 =</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正会員名簿登録事項変更届(代表者・政令使用人) ・誓約書・連帯保証書(法人代表者) ・会社印印鑑証明書(法人代表者)・代表者個人印印鑑証明書(法人代表者)
---	---

